

## パートII「その4」

### 「吉川一」の「不幸な出来事」

柳検察官は、パートII「その3」の2日後、平成3年12月24日、畳み掛けるように「その4」株式会社ウェイアウトスポーツ（以下、ウェイアウトスポーツと記載）社長 吉川一を不当逮捕した。

この逮捕劇こそ、柳検察官貴殿が「吉川一」の「不幸な出来事」なのです。私が捜査当局と司法取引してウェイアウトスポーツとマッシュを、私のダミー会社と認めて「借受名義人」になっていれば、吉川は逮捕されませんでした。

皆様、ご理解ください！

柳検察官貴殿が、我が国の金融経済社会の破滅と富士銀行事件を司法検察総掛かりで、デッチ上げた「職務犯罪行為」を隠蔽しなければ、司法検察の破綻を招く状況を回避するため、パートIからパートII「その3」を、法も基本的人権も無視して行った「事実」を立証してきました。

柳検察官が、恐れたことは、司法検察、捜査指揮の下に警視庁捜査二課（以下、捜査当局と記載）が、銀行員との共犯者に仕立て上げるため一般市民である銀行の顧客（VIP特別融資枠）から融資していた取引先を、ノンバンクとの借受名義人に仕立て上げるため、逮捕状をデッチ上げ逮捕した「職務犯罪行為」法を無視し、基本的人権を無視した暴挙の発覚です。

柳検察官貴殿が『検察の闇』闇の執行人となり隠蔽したのは、借受名義人に仕立て上げる目的で、連日取調室で「使っただろう！」と「脅し」「騙し」司法取引に応じた権力の暴挙だったのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、捜査当局がはじめから『この世に存在しない』詐欺事件話の借受名義人をデッチ上げ、検察が公訴権濫用罪を犯して公訴提起し、裁判所に長期の刑を宣告させ投獄した。この恐ろしい「職務犯罪行為」を柳検察官貴殿が『検察の闇』闇の執行人となり隠蔽したのです。

その手口は、富士銀行事件の「有印私文書偽造同行使詐欺」を今度は「詐欺」が前に来る「詐欺有印私文書偽造同行使」罪「その1」銀行員の上申書で本件詐欺事件話をデッチ上げ銀行員の自白を補強する証拠を「その2」で被害状況と取引状況をオリックスアルファ融資担当者 川合潤治の「供述調書」で被害状況をデッチ上げのです。

そして「その3」検察官武田典文検事が秋葉原支店長「本谷 紘三」に法を無視した大嘘の供述をさせて愚かな「協力預金」話と「質権設定承諾書の偽造」を「供述調書」でデッチ上げたのです。

柳検察官は「その2」で被害状況と取引状況をオリックスアルファ融資担当者 川合潤治と行う借受名義人をデッチ上げなければなりません。

私が「完黙否認」したことで急遽、私が支配するダミー会社としてウェイアウトスポーツ・マッシュを「借受名義人」に仕立て上げたのです。平成3年12月24日「BIS規制8%」クリア操作も、他行預金担保融資取引も何も分からない、知らない吉川一の逮捕状をデッチ上げ不当逮捕したのです。

柳検察官は「その4」ウェイアウトスポーツ「吉川一」を逮捕し「釈放」を条件に本人が経験したことのない、オリックスアルファ川合潤治の供述に合わせた「協力預金」名下の預金担保融資取引「オリックスアルファ⇔借受名義人ウェイアウトスポーツ」この借受名義人となる嘘の供述をさせ釈放したのです。

柳検察官貴殿が、はじめから『この世に存在しない』協力預金担保融資話と承知して、我が国の金融経済社会の破滅と富士銀行事件を司法検察総掛かりで、デッチ上げた「職務犯罪行為」を隠蔽するため本件詐欺事件話をデッチ上げたのです。

皆様、騙されなくて欲しいのです。

皆様は、一件50億円もの借受名義人になる、ウェイアウトスポーツ・マッシュをそれなりの会社と誤解していませんか？マスコミ報道に騙されなくて欲しいのです。

皆様がまず、本件詐欺事件話のデッチ上げに興味を持つことす  
闇の執行人、柳検察官の犯した大きな「犯罪」が分かります。

ウェイアウトスポーツは本件事件当時（平成3年6月）は休眠状態だったことが  
明らかになっています。代表取締役社長が**28歳の吉川一**が50億円の借受名義人  
になれますか？ましてや50億円の「約束手形」を振出す合理的な理由は何処にも  
ないのです。因みにオリックスアルファ融資担当者「川合潤治」は**27歳**でした。

マッシュも同様に「甲161号証」会社登記簿謄本によれば 資本300万円の従  
業員三人で納税額がわずか8500円の小さな会社です。50億円の借受名義人にな  
れますか？ましてや50億円の「約束手形」を振出す合理的な理由は何処にもない  
のです。

皆様、経済社会の常識です。本件事件当時（平成3年6月）は休眠状態だったこ  
の「事実」を知っていて、ウェイアウトスポーツ社長吉川一の逮捕状をデッチ上げて  
逮捕したのです。

皆様、柳検察官は、ウェイアウトスポーツ・マッシュが秋葉原支店のダミーである  
「事実」を承知して、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件をデッチ上げ  
たのです。

皆様は、驚きますか？呆れますか？

柳検察官は、何も知らず、分からず、秋葉原支店のダミー預金者に仕立て上げられ  
たウェイアウトスポーツ吉川一を、オリックスアルファと協力預金名下の預金担保融  
資取引を行う借受名義人に仕立て上げるため逮捕状をデッチ上げ逮捕したのです。

皆様に、「知って」いただきたいことは、何が何でも自分たちがデッチ上げた『銀行員  
を操る3300億円の黒幕』首謀者『**室岡だけがねらいだから！**』『**ただ、室岡を何とし  
ても有罪にもっていきたいんだ！**』そのために、ウェイアウトスポーツ社長、吉川一  
と「釈放」を条件で司法取引をしたことなのです。

その証拠は、

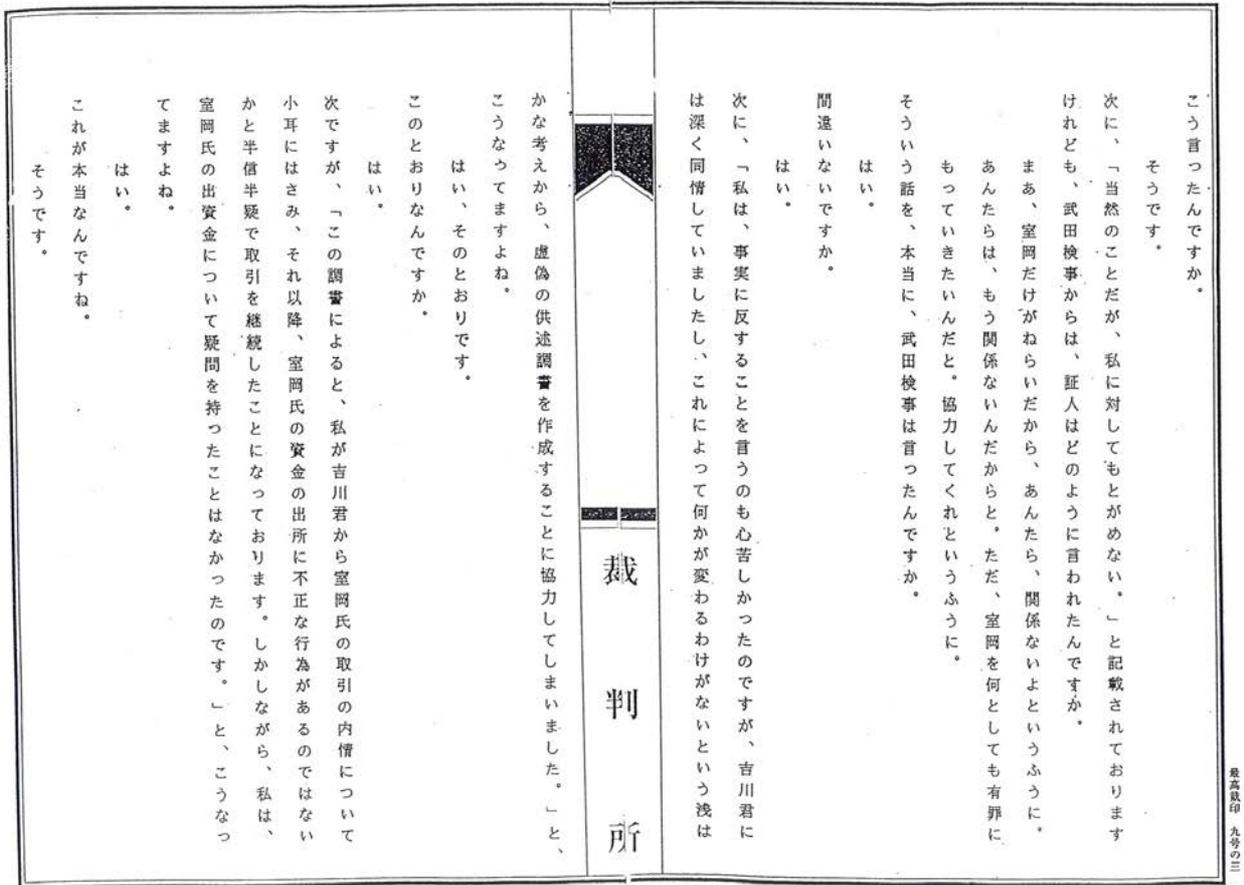
秋葉原支店のダミー預金名義人に仕立て上げられたロットモーターズ社長金沢の公判調書です。

柳検察官の目的は、銀行員と私と吉川一が共謀してオリックスアルファから協力預金名下の預金担保融資話をデッチ上げ100億円騙し取った「詐欺有印私文書偽造同行使」罪で起訴するには「完黙否認」している私と、銀行員と吉川一の供述を合わせ2対1にするため、吉川一を起訴しない釈放する条件付きの司法取引を行った「事実」を金沢証人が法廷で明らかにした。

検証、ください。第32回公判調書です。

<p>はい。</p> <p>それから、確定日付は平成四年二月七日になっておりますね。</p> <p>はい。</p> <p>で、このように確定日付を取ったということですね。</p> <p>はい。</p> <p>それで、簡単に、その文書の内容なんですけれども、「平成四年一月一七日、東京地方検察庁六〇三号室において、武田典文検事から、被疑者室岡克典外の東海銀行不正融資事件について事情聴取を受け、朝一〇時から夕方の七時半まで事情を聞かれました。」と書いてありますね。</p> <p>はい。</p> <p>これは、このとおり間違いないんですか。</p> <p>間違いないです。</p> <p>その何行かあとに、「ましてや、不正融資の資金であることも全然わかりませ</p>	<p>裁 判 所</p>	<p>はい。</p> <p>そこで、武田検事には、そのように申し述べておりました。」と書いてありますけれども、検事の調べのほうは、あなたのほうは不正融資のお金であることは知ってたんだろうと、こういう前提で聞かれておったわけですか。</p> <p>そうです。</p> <p>その次ですが、「ところで、今回の件について吉川一君が逮捕されておりますが、武田検事は、吉川君の処分に関連し、私に対し、もし私が協力すれば吉川君の処分も相応に考える（起訴はしないとことだと理解しました）」とありますね。</p> <p>はい。</p> <p>武田検事からは、どのように言われたんですか。武田検事の言葉そのままですか。</p> <p>すぐ出してあげるといふふうに。</p> <p>吉川君は逮捕してあげても、証人が協力をすれば、すぐに出してあげると、</p>
--	----------------------	---

最高裁判所 九号の三



東京地方裁判所一審、第32回公判、証人 金沢文鉄に対する弁護士主尋問です。  
 弁護士（右下の56丁）です。

「平成4年1月17日、東京地方検察庁603号室において武田典文検事から、被疑者室岡克典外の東海銀行不正融資事件について事情聴取を受け朝10時から夕方7時半まで事情を聞かれた」と書いてありますね。

弁護士（右下の57丁）です。

次に、「当然のことだが、私に対してもとがめない。」と記載されておりますけれども、武田検事からは、証人はどのように言われたのですか。

まあ、室岡だけがねらいだから、あんたら、関係ないよというふうにあんたらもう関係ないんだからと、ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだと協力してくれというふうに。

皆様、武田典文検事の吉川一に対する取調状況が、公判で金沢氏が証言したことに異常な司法検察の「職務犯罪行為」を認識するでしょう。

こんな裁判を平成4年4月30日から平成9年3月19日まで行ったのです。

法治国家の法廷で証人が宣誓した上で、証言した「平成4年1月17日、東京地方検察庁603号室において武田典文検事から、朝10時から夕方7時半まで事情聴取を受け『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていききたいんだ！』公的に記録された証拠です。

私は、『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていききたいんだ！』当事者です。「不思議な裁判」と表現する以外ないでしょう。『ただ、室岡を何としても有罪にもっていききたいんだ！』悔しくて、辛くて、奪われたものが大きすぎます。考えると気が狂います。

柳検察官捜査指揮の下に、武田検察官の『室岡だけがねらいだから！』『あんたらは、もう関係ないんだからと、ただ、室岡を何としても有罪にもっていききたいんだ！』これが、柳検察官が企てた犯罪シナリオに沿った密室の捜査状況です！

信じられないでしょうが「事実」なのです！

身の毛のよだつ逮捕状をデッチ上げた警察官、逮捕状を発布した裁判官、そして我が国の金融経済社会の破滅と司法検察の崩壊を回避するため本件詐欺事件話をデッチ上げた『検察の闇』闇の執行人柳検察官が犯した衝撃的な「職務犯罪行為」です。

証拠は、

柳検察官の起訴状で、銀行員と共謀した共犯者にデッチ上げた、ウェイアウトスポーツ社長 吉川一を、司法取引で「起訴しない」釈放する条件付きで、はじめから『この世に存在しない』協力預金名下の預金担保融資取引を行う「借受名義人」に仕立て上げ釈放した、釈放した事実が司法取引の「証」です。

何も分からない、知らない吉川一に捜査員 川畑 一廣が『銀行員を操る 3300 億円の黒幕』首謀者である『室岡だけがねらいだから！』『あんたらは、もう関係ないんだから』起訴もしない、釈放するから「金を独り占めし使った」悪者と吹き込み柳検察官の捜査指揮どおりの「供述調書」をデッチ上げ武田検事が同様の検察官面前調書を録取したのです。

吉川一の悲劇はマスコミ報道で「銀行員が犯罪者」と決めつけていたことなのです。銀行員は犯罪者でなく「BIS 規制 8%」クリア操作を隠蔽するため東海銀行に「汚れ役」を押し付けられた「企業戦士」と知っていれば、自分が秋葉原のダミーと知っているのなら司法取引に応じません。

何も知らないから「銀行員が犯罪者」と決めつけて銀行員に指示されてノンバンクとの書類を運んだ、オリックスアルファ 融資担当者 川合潤治同様に「運び屋」なのです。何も分からない、知らない吉川一に捜査員 川畑 一廣が「協力すれば検事に言って釈放させる」武田検事も『室岡だけがねらいだから！』『あんたらは、もう関係ないんだから起訴もしない、釈放する』と言われたら釈放されたい一心で誰でも司法取引します。

ウェイアウトスポーツ社長 吉川一は、全く経験したことのない『この世に存在しない本件詐欺事件』話、協力預金名下の預金担保融資取引を秋葉原支店内応接室で犯す「加害者」に仕立て上げられ、有りもしない取引状況を無理矢理（二件）供述させられ一生「犯罪者」をデッチ上げた「良心の呵責」を背負う人生を送ることになる「不幸な出来事」を柳検察官が28歳の若者に科したのです。

皆様、ご理解ください。騙されないで欲しいのです。何度も、何度も申し上げますが皆様が世界に冠たる東京地検を信頼できる、我が国の司法に則して国民を守っている司法検察と信じてる「事実」です。

残念なことですが「現実」は、政府の指示なら法を無視して、基本的人権を無視して国が犯したマネーゲーム「国政と金」利権政治を隠蔽するためなら、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ、多くの国民を「生贄」にして「29年の時と財産」を奪い取った「無法国家」なのです。

証拠は

平成7年2月9日第37回公判 証人 吉川一 の公判調書です。

<p>時間は何れくらいですか。</p> <p>はい。</p> <p>おおよそ一五分くらいだと思います。</p> <p>一五分くらいずつを四回か五回やったと、こういう意味ですか。</p> <p>はい。</p> <p>この弁護士は、あなたのほうで頼んだんですか。</p> <p>そうです。</p> <p>元検事をやっていらつしやつた方ですか。</p> <p>はい。</p> <p>あなたは、その弁護人に対して、共犯のことについては、その程度の相談事で済んだんですか。</p> <p>まあ共犯については、そんなに、そのとき余り認識なかったですから、弁護士の先生にも、余りそれについては話はしなかつたです。</p>	<p>裁 判 所</p>	<p>ただ正直に述べればいいと言われたと。</p> <p>はい。</p> <p>最終的に、一月二七日ころ、釈放されたというんですが、処分は決定しておりませんよね。</p> <p>はい。</p> <p>実際、現在まで、どういう処分になったわけでしょうか。</p> <p>今のところ、ちよつと分らないですけれども。</p> <p>で、お伺いしますけれども、今回、証人として証言してもらつたために、私のほうでもいろいろ事情をお伺いしたいということで、私の事務所に二回ほど来ていただきましたね。</p> <p>はい。</p> <p>で、弁護士としては、私ということで、私があなたとお話をしたわけですが、それも、それは覚えていらつしやいますね。</p>
---	----------------------	---

最高裁判所 九号の三

はい。  
それから、その間、ずっとやり取りはテープに取ってるといふことも御存じですよね。

はい。  
その際に、あなたに、どういう処分になったのか、確認しておいたらどうですかというところをお話したことは覚えてますか。

はい。  
今日までにその確認をしていくというお話だったんですが、いかがでしたか。

一応、検察庁のほうには電話を入れましたけれども。

そしたら、どういう答えだったんですか。

その件については終わつたからという返事でしたけれども。

そうすると、不起訴になったとか、何か言つたんですか。

それは、私のほうで質問したところによると、直接来ていただかないと、不起訴になったのか、保留や、そういうことになったのかということばちよつと言えないと言われました。

それから、私の事務所でお話を伺つた際に、あなたは、逮捕勾留の際に、取調べを受けてる日もあれば、取調べを受けてない日もあったということをおっしゃいましたね。

はい。

取調べを受けてない日は、出島道夫関係の事件資料、すなわち伝票だとか、預金元帳などを、捜査官から言われてチェックをしたということをおっしゃっていましたか、それは本当ですか。

はい。

出島道夫関係の事件資料というんですけれども、どういうものですか。

出島運送や出島道夫氏、吉田信夫氏の銀行関係の元帳のコピー、あと振込用紙などを、一応全部見るように言われました。

裁判所

最高検 九告の三

見るといふことは、どういうことなんでしょうか。チェックをして、何か間違いがあれば訂正するとか、あるいは、何をされるんですか。

お金の流れをチェックするということです。お金が…例えば、出島運送に何億融資された後、そのお金がどのようにその口座から動いているかというのを、まあ見るように言われました。

これは、不正のお金が出てくる状況をチェックせよと、こういうことですか。

多分、そういうことだと思います。

出島関係の資料というと、東海銀行、それから富士銀行、あるいは荒川信用金庫等ありましたけれども、そういうものですか。

はい。

それから、出島道夫、出島運送、あるいは吉田信夫なんかも入りますか。

はい。

そういう一切の資料について、あなたのほうはチェックせよと、こういうことを言われたということですか。

はい。

かなり膨大になりますね。

はい。

何日間くらい、そういうことをやつたんですか。

一〇日間くらいじゃないかと思えますけれども。

一〇日間もやつたんですか。

はい。

それは、朝から晩までやつたんですか。

はい。

で、何か問題があると、どういうチェックをするわけですか。

付箋を付けて、それに、このお金はどこに行つたお金とか、メモ書きのようなものを付箋にした記憶があります。

裁判所

最高検 九告の三

裁判所

それは、不正融資金の流れをチェックしてくれと、こう言われたというわけですね。

はい。

当然、これは不正融資なんだという前提で、あなたのほうに、そういうことをさせたということになりますね。

はい。

で、私の事務所で、検察官から開示された資料、出島関係の資料なんですが、それをお見せしましたよね。

はい。

それを見て、確かにこういうものをチェックしたということだったわけですか。

はい。

そういう捜査官の手伝いみたいなことをやって、何かいいことがあったんですか。

まあいいことというか、多少……あつたと言えば、あつたですけれども、具体的に言うと、どんなことがありましたか。一、二点言っていただけですか。

まあ夜食をちよつとごちそうになるとか、その程度ですけれどもね。

何か、あなたに対する容疑をどうするとかいう、そういうことはないんですか。

それは、ないです。

それから、この逮捕勾留の際のあなたに対する取調べについてなんですが、室岡は悪いやつだ、みんな使っているんだという話を、捜査官があなたにしたという話は事実ですか。

はい。

どういふふうに言うわけですか。

まあ……室岡氏が、結局、そのお金を全部自分のものとして使ったような話をしましたけれども、室岡は悪いやつだという言葉も言ったんですか。

裁判所

まあ言つてると思いますが、そういうのは、一回だけですか。

いや、当初から、それはずっと言っていましたんで、まあ一回二回ではないと思いますけれども。

その捜査官の名前は、何ていうんですか。

川端刑事です。

川端警察官ですね。

はい。

前回の法廷でもちよつと何つたんですけれども、あなたのほうに、この警察官から電話が入ってくるということと言つてましたが、現在でも、そういうことはありますか。

はい。

つい最近では、いつですか。

一二月にあつたと思います。

この警察官から、なぜあなたのところへ電話があるんですか。

まあ様子を聞くためだと思つてすけれども。

例えば、逮捕勾留の際にこういう資料をチェックしたことは絶対外に言うなんていうことを言われたことはありませんか。

勾留中には言われました。

言われましたね。

はい。

それで、前回の証言でもちよつとお伺いしたんですけども、あなたは、この事件、六月一三日の件と六月二〇日の件なんですが、共犯だという前提で、逮捕勾留されてますよね。

はい。

で、このことについては、あなたは、まとめると、そう言われればそうだなと

最高裁判所 九号の三

いうことしかないとおっしゃってますよね。

はい。

この点については、どうなんですか。

その罪の意識というか、私が携わったことについては、事実は事実でありますけれども、それをどう解釈するかは、私の判断じやなくて、まあ司法当局というか、その判断だと思いましたが、そういう判断を……自分としては、まあ室岡氏や森本氏と共謀しようという話を……してたわけじゃないので、そういう点からみれば、共犯というのはおかしいかなと思いましたが。

だから、そのような認識だったわけですから、なおさら、あなたの弁護人と、いろいろ話し合うということがあったかと思うんですが、その点の細かい話はしなかったんですか。

そうですね。逮捕された当時は、まあ悪いのであれば悪いだろうという

裁判所

ふうに思っていました。

ところで、次に、あなたの検面調書には、室岡さんが富士銀行赤坂支店の中村と結託して、平成三年三月二〇日の例の一〇〇億の件を、不正に融資を受けたという趣旨の調書があるんですけども、あなたは、検察官にそのようなことを述べた記憶がありますか。

まあ述べたというか、検察官に言われて、そういう調書を作ったという記憶はあります。

そういう調書になっていることは覚えてますね。

はい。

そこで、あなたは、そのようなことは言ったんですか。しゃべったんですか。

いや、言葉は皆検事さんのほうで作られたと思います。

ただ、後で読み聞かされますよね。

はい。

17

18

最高裁判所 九号の三

その際に、中村と結託してという言葉があったことは覚えてますよね。

はい。

で、それは読み聞かされてるわけですから、それは、それでよろしいというんで、署名してるわけですか。

大体、まあそういったことだといいことで署名してます。

で、あなたの言う、室岡さんが中村と結託という根拠は、何だったんですか。

まあ根拠はないです。

しかし、根拠もなく、あなたがそういうことかと言っても、取調べ検事が、ああ、そうですかというふうな形で調書に取ることはないだろうと思うんですけども、どうなんでしょうか。

その点については、赤坂の件については、そのお金の動きを、検事のほうから、こういうふうに通じて、金がこういう動き方を……して、これを、要するに、室岡氏が使ってるんだということで、じゃ、赤坂での融

裁判所

資の件なんです、室岡氏がそれを使つてると言われて、まあそういうことであれば、結託ということだろうというように感じの調べを受けたと思えますけれども。

あなたから言ったんじゃないかと、捜査官のほうから、そういうのは結託に当たるよと言われたんで、そういうものかなと思つたと、こういうことですか。

はい。

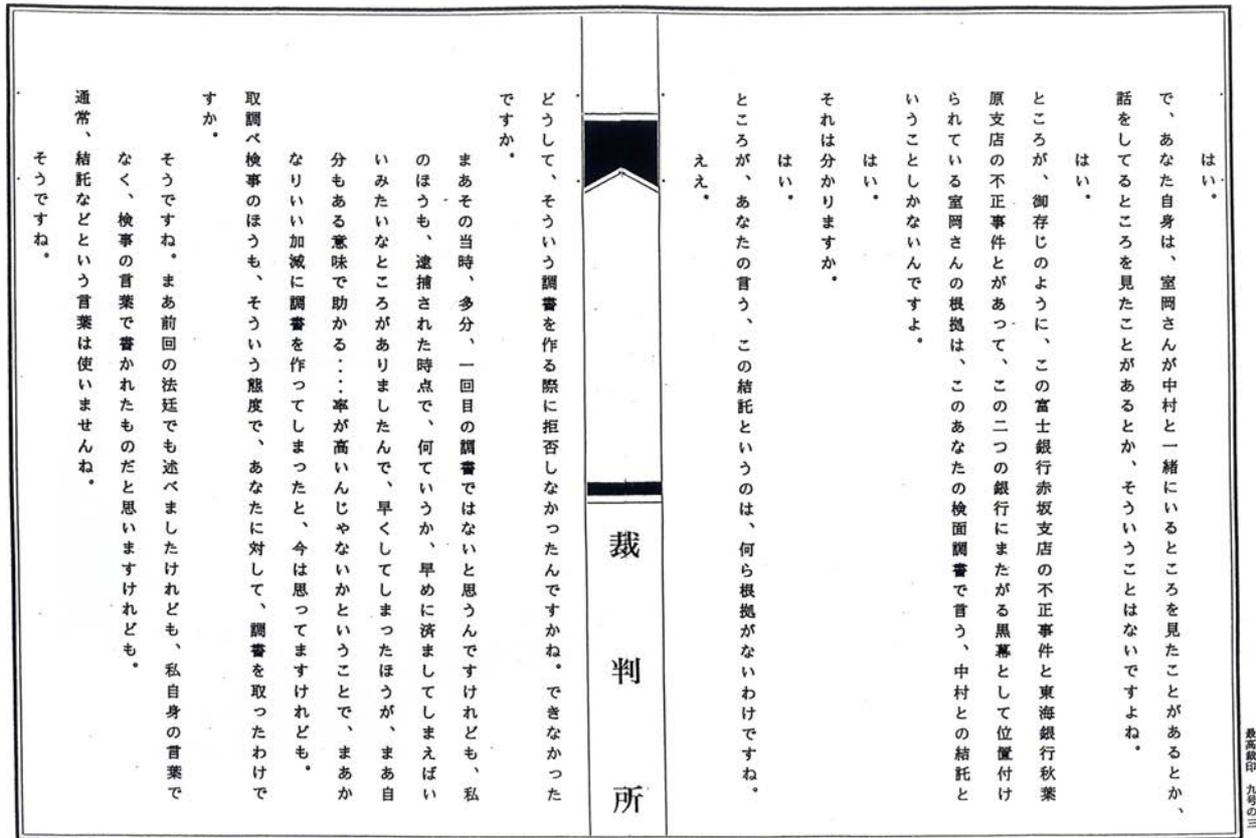
で、その結託の中身としては、室岡さんが、そのお金を使つてるといことなんでしょうか。

だと思えます。

ただ、あなたは、それは見たことじゃないんですね。

はい。

見てもいないのに、金を使ってるんだから、これは結託してるんだと言われて、そういうものかなと思つたと、こういうことですか。



「室岡塾」で公判調書、全て公開します。

皆様、私が「不思議な裁判」と表現する以外ないその理由が分かります。

吉川一は、法廷で宣誓して (P19) 『逮捕された時点で、何ていうか、早めにすましてしまえばいいみたいなどころがありましたんで、早くしてしまつたほうがまあ自分もある意味で助かる・・・率が高いじゃないかということで、まあかなりいい加減に調書を作ってしまったと、今は思ってますけれども。』と証言しました。

この証言は「司法取引」釈放する条件で、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を平成3年12月24日、柳検察官の捜査指揮の下武田検事が『銀行員を操る3300億円の黒幕』首謀者である『室岡だけがねらいだから!』『あんたらは、もう関係ないんだから』起訴もしない、釈放するから「金を独り占めし使った」「悪いやつは室岡」などと吹き込み「供述調書」をデッチ上げた「証」です。

柳検察官の捜査指揮どおり、警視庁捜査二課 捜査員 川畑 一廣が起訴もしない、釈放するから「金を独り占めし使った」「悪いやつは室岡」などと吹き込み「供述調書」をデッチ上げた「証」です。

警視庁捜査二課 捜査員 川畑 一廣貴殿に公開質問する。

- ①、警察庁以外、警視庁の刑事貴殿が一人でタイ王国まで手錠を持って私と銀行員を貴殿が平成3年12月17日、午前2時03分、南シナ海上空の日本航空機内で逮捕した時、私が貴殿に不当な逮捕と大騒ぎして警察庁の生田参事官が止めた状況を覚えているか？

証拠は「逮捕状」逮捕者の官公職指名です。

**逮 捕 状 (甲)**

被 疑 者 の 氏 名		室 岡 克 典	
被疑者の住所、職業、年齢、逮捕を許可する罪名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所及び請求者の官公職氏名		別紙逮捕状請求書のとおり	
有効期間	平成 三 年 一 二 月 二 〇 日迄	逮捕者の官公職氏名印	警視庁捜査二課 捜査員 川畑 一廣 (印)
右の期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。右の期間内であっても逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		逮捕の年月日時及び場所	平成三年二月十七日午前二時〇三分 南シナ海上空の日本航空機内 日本航空第七八便機内
右の被疑者を逮捕することを許可する。		引致の年月日時及び場所	平成三年二月十七日午前二時〇三分 警視庁捜査二課 捜査員 川畑 一廣 (印)
東京簡易裁判所		送致した年月日時及び記名押印	平成三年二月十八日午前二時三十分 警視庁捜査二課 捜査員 川畑 一廣 (印)
裁判官 高月 亮 二		送致を交けられた年月日時及び記名押印	平成三年二月十八日午前二時四十分 東京地方検察庁 捜査員 田 一 義 (印)

注意 本逮捕状の場合に於て、押押捜索又は検証することができるときは、被疑者の名簿を尊重し且つなるべく他に逮捕を及ぼさぬよう注意を要する。

なお、この令状によつて逮捕された被疑者は弁護人を選任することができる。

神様のイタズラなのでしょうか、

- ②、川畑一廣 貴殿が吉川一の取調べをしたのですか？ 貴殿には「協力預金」名下の預金担保融資本件詐欺事件話を取調べすることはできない。

証拠は、

東海銀行の告訴を受理した警視庁捜査二課は、平成3年8月12日、捜査関係事項照会書を東海銀行秋葉原支店長に照会した。

警視庁は平成3年8月12日、捜査関係事項照会書で告訴を受理した、13件以外9件（22件）の「預金担保融資」事件の捜査していた。

- 1、入金の手形・小切手場合は振出人・支払銀行名
- 2、支払手形・小切手については、受取人・交換持出銀行名
- 3、入出金で振込の場合は、その詳細
- 4、貸付金については、種別・貸付年月日・金額・担保物権・返済状況・約定書
- 5、印鑑紙

274-2

番号	名義人	備考
1	神エムアンドエム	
2	神北見事務所	
3	神三信企画	
4	日本ジョイントベンチャー㈱	
5	日本プレシジョン㈱	
6	日興通商㈱	
7	神マノエイジェンシー	
8	神川銀座	
9	出島運夫	
10	那須洋司	
11	神ジェイ・イー・シー	
12	ジェイ・イー・インベストメント㈱	
13	神一休	
14	神出島運送	
15	神ウェイアウトスポーツ	
16	神インフォメーションオフリング	
17	神マッシュ	
18	神藤斗	
19	赤羽裕	
20	小野敏夫	
21	神オノデン	
22	正木義典	

274-1

右の表、実行と取引あれば、各種預金・貸付について、昭和六十二年一月から現在までの元金の写し、二部作成の上交付をお願い致します。

尚、元帳作成にあたっては、左記事項の記入をお願い致します。

一 入金手形・小切手の場合は、振出人・支払銀行名

二 支払手形・小切手については、受取人・交換持出銀行名

三 入出金で振込の場合は、その詳細

四 貸付金については、種別・貸付年月日・金額・担保物権・返済状況・約定書等

五 印鑑紙

記

取 締 者 警 視 庁 刑 事 部 捜 査 第 二 課  
倉 田 賢 二  
電 話 〇三三五八二四三三  
内 線 七七八四

274-1

本 部  
様式第九号（附第一九七条）  
（種一・特支）第一、八五〇号の四〇

捜 査 関 係 事 項 照 会 書

捜査のため必要があるので、左記事項につき至急回答されたく、刑事訴訟法第一九七条第二項によって照会します。

平 成 三 年 八 月 一 二 日

警視庁刑事部捜査第二課長  
司法警察員 警視正 小 野 正

東海銀行  
秋葉原支店長 殿

照 会 事 項

住 所 別 紙 の と お り

印

別 部 所 存 地 一 東 京 都 千 代 田 区 霞 ヶ 間 二 丁 目 一 番 一 号

平成3年9月18日、上記1～5、膨大な帳票類を用いて検察官立証証拠（甲129号証）を萩生田勝・川畑一廣・青木映が作成したものです。

謄本

平成二年六月十八日	警視庁刑事部捜査第二課	司警察員 萩生田	石 同 査部長 川畑一	石 同 課 米道	警視庁田園調布警察署	司警察員 直 青木	警視庁刑事部捜査第二課長	司警察員 小野正博殿	東海銀行 萩葉原支店と遊台の不正融資事件の融資文能解明報告書	現在捜査中の被疑者森本亨元東海銀行萩葉原支店支店長代理に係り、詐欺被疑事件として同店が関与したと見られる融資及び返荷文能について調査した結果、次のとおりである。報告する。	一 捜査の端緒	本年七月二十九日	株式会社東海銀行	代表取締役 伊藤喜一郎	東海銀行 萩葉原支店支店長代理	森本亨元	平成二年五月	三回より平成三年六月二日の間	三回に亘り、ノンバンクオアシス	マツモト林多美社外田村から預金	着信履歴をプリントアウトして
-----------	-------------	----------	-------------	----------	------------	-----------	--------------	------------	--------------------------------	---	---------	----------	----------	-------------	-----------------	------	--------	----------------	-----------------	-----------------	----------------

実行され、	合計六三〇億円	の融資に及ぶ。	東海銀行 萩葉原支店長	作成各義の	貸付設定承諾書	と偽造し、ノンバンク側へ口上承諾書	を交付するも、承諾金として口上預金	首の銀行口座から解約金を戻されて	いる。	ノンバンク側	有印公文書偽造	の告訴と受理して、このため、	融資文能及び融資金の流れ解明のための資料	一 各ノンバンクの提出を受けた	貸付設定承諾書	通知預金通帳	金銭消費貸借契約書	銀行預金通帳	融資元帳	等の資料	と捜査内容事項照会書	東海銀行 萩葉原支店等	からの回答を受けた	那須洋司外債人名義入りの各種	預金元帳の写し及びこのに伴う各	種金融伝票の写	右同様の方法でプリントアウト
-------	---------	---------	-------------	-------	---------	-------------------	-------------------	------------------	-----	--------	---------	----------------	----------------------	-----------------	---------	--------	-----------	--------	------	------	------------	-------------	-----------	----------------	-----------------	---------	----------------

協和商工信用株式会社ノンバンクの	預金元帳の写	東海銀行 萩葉原支店に於て同行検査部	で作成した	昭和六年六月より平成三年まで	東海銀行 伝票書上表	二項在位の判明した融資文能	ノ全融資文能	右資料等に基づいて捜査した結果、各ノ	ノンバンク東海銀行 萩葉原支店の各	債人名義人口座の融資といたる文能はつ	ては別添	東海銀行 萩葉原支店融資年四回	頃の融資状況一覽表	一 昭和六年三月一日から平成三年	六月二日	合計七五回	総融資金額	一、六三〇億三、六〇〇万円	総返済金額	一、二五七億二、六〇〇万円	未返済総額	六十三億、〇〇〇万円	右の通りである。
------------------	--------	--------------------	-------	----------------	------------	---------------	--------	--------------------	-------------------	--------------------	------	-----------------	-----------	------------------	------	-------	-------	---------------	-------	---------------	-------	------------	----------



3-7

融資金 一三億七千九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
清心銀造
融資金 七億九百八十九円
未払金 二億九百八十九円
株式会社 一億九百八十九円
融資金 一億九百八十九円
未払金 三億九百八十九円
日興通商株式会社
融資金 五億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
有限会社 三億九百八十九円
融資金 三億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
警視庁
株式会社 エイアンドエム
融資金 二億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
出島道天
融資金 一億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
株式会社 出島運送
融資金 三億九百八十九円
未払金 二億九百八十九円
株式会社 北見事務
融資金 一億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
株式会社 泰斗
融資金 一億九百八十九円

3-8

未払金 七千九百八十九円
株式会社 ナミデン
融資金 三億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
株式会社 ロンドモーターズ
融資金 五億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
株式会社 エイアンドエム
融資金 一億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
株式会社 インターナショナル
融資金 五億九百八十九円
未払金 五億九百八十九円
有限会社 ミツシ
融資金 五億九百八十九円
未払金 五億九百八十九円
株式会社 マノエージェンシー
融資金 六億九百八十九円
未払金 七千九百八十九円
と利明した。
負債額の内訳として
負債額を明した。本年六月
開始の昭和三十三年三月から本年六月
までの全融資七千九百八十九円を
融資金返済並びに負債額「買入
を返済した。
融資金返済四億
の時点を以て

3-9

負債額
を明した。
融資金の返済方法を
次の通り融資金を返済するもの新
たに融資を受けたる可能はあつたが
融資金の返済方法として捜査を行い、これを
明した。本年六月
日興通商株式会社(二億九百八十九円)の
流(六億九百八十九円)
の融資を以て
出島運送融資金(一億九百八十九円)の
流(三億九百八十九円)
警視庁
で全融資七千九百八十九円
融資金の流の系統表
を作成した。
結果として融資金を返済して
金額の多いもの融資一億九百八十九円
並びに全額の支出と利明した。本年六月
融資金の返済方法を「買入
を返済した。その流を
前記の通り融資金を返済する
もの新たに融資を受けたるもの
率定した部分であることと利明した
を返済した。
未返済総額
一億九百八十九円



私が、怒り狂う原因は（P14～P16）です。

起訴状（三）平成5年3月3日、総合ファイナンスサービスから借受名義人、株式会社出島運送（以下、出島運送と記載）を協力預金150億円の借受名義人に仕立て上げて、150億円を騙し取った、詐欺有印私文書偽造同行使罪をデッチ上げ起訴した。

その150億円の資金の流れを捜査員川畑一廣に言われて吉川一が『10日間、朝から晩までやった』帳票類が裁判所に立証証拠として採用された、信じられない、絶対に許されない、違法行為が法廷で暴露されたことです。（P14～P16）読んでください。

吉川一が『10日間、朝から晩までやった』資金伝票の一部です。

(A)

金額	種別	回数	残高
10,000		0	0
5,000		0	0
1,000		0	0
		5	
		1	

(B)

普通預金口座開設 届印紙 払戻請求書(便宜扱用) BV 007212

口座番号: 1023301  
 氏名: 出島 正男  
 住所: 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号  
 代表取締役: 出島 正男  
 請求金額: 15,000,000.00  
 支払方法: 口座振替

フリマ管理番号: 1603  
 郵便番号: 〒5,211,750  
 郵便局: 出島運送  
 カナリマウソウ  
 03K1C0047 14:30 小箱太一 普1023301

銀行届印口座開設(越)請求書 カードローン

口座番号: 1023301  
 氏名: 出島 正男  
 住所: 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号  
 代表取締役: 出島 正男  
 金額: 15,000,000.00

返済計画表:

10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0

印紙引換分: 7/3 札

(A) の伝票は出島運送株式会社、口座番号 1023301 (B) の伝票は株式会社出島運送、口座番号 1023301 を審判してください！

銀行届印口座開設平成 2 年 7 月 10 日  
 口座番号 1027609

銀行届印口座開設平成 2 年 3 月 27 日  
 口座番号 1023301

普通預金口座開設届印紙 銀行届印口座開設届紙 暗証届 東京銀行 御中

口座番号: 1027609  
 氏名: 出島 正夫  
 住所: 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号  
 代表取締役: 出島 正夫  
 申込日: 平成 2 年 7 月 10 日

普通預金口座開設届印紙 銀行届印口座開設届紙 暗証届 東京銀行 御中

口座番号: 1023301  
 氏名: 出島 正男  
 住所: 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号  
 代表取締役: 出島 正男  
 申込日: 平成 2 年 3 月 27 日

吉川一が『10日間、朝から晩までやった』資金伝票が驚くべき「普通預金」150億円の払い戻し伝票の届け印が口座番号 1027609 株式会社出島運送代表取締役出島正「男」と口座番号 1023301 株式会社出島運送代表取締役出島「夫」が違います。届印が違います。

銀行は届印が違うと一円も出金できません。何より株式会社出島運送と出島運送株式会社では、届印が違い「印相違」となります。

(A) の伝票どおり振込以来したのは出島運送株式会社です。

捜査員 川畑一廣は平成3年9月18日、立証した (甲 129 号証) 自ら否定した。

平成3年12月24日、いきなり逮捕された吉川一は、自分が何をしたのか？何故、逮捕されるのか？何をどうすればいいのか？司法取引に応じたのです。

柳検察官が「不幸な出来事」を28歳の若者に科したのです

約束どおり平成3年1月7日、自分だけが起訴されず釈放され武田検事の言うとおり「司法取引」が行われ、また追起訴(二)をデッチ上げる再逮捕が行われた時から、警視庁捜査二課川端警察官に『10日間、朝から晩まで』やらされた、違法捜査の実態を暴露する目的で「印相違」を吉川一が仕掛けたのです。

基本的人権を国家権力に無視された吉川一が、法廷で捜査当局の違法行為を暴露した目的と理由を国民は真剣に問うべきでなのです。

違いますか？これでもまだ他人事ですか？興味ないですか？

「現実」です！国民を逮捕状をデッチ上げ逮捕するのです！その拳句に起訴状をデッチ上げ、裁判所に公訴提起して「犯罪者」をデッチ上げ「粉飾決算」「国際保険金詐欺」を企てた日本という国の化けの皮を引っ剥がします。

もう我慢しない！

我が国のマネーゲーム「国政と金」利権政治の破滅と司法の崩壊を回避するため『検察の闇』闇の執行人柳検察官が犯した「職務犯罪行為」世界的にも類のない日本独自の司法期間（警察・検察・裁判所）の『闇』その醜態「無法国家」を、あからさまに晒した法廷審理を無理やり「維持」したのです。（パートII『検察の闇』参照してください。）

貴殿との「血のバトル」は終わった。

29年の時間をかけて『これは法律論でなく感情論だ！俺は負けない。一生掛けて真相を追及する。』を完璧に成し遂げた。

それが「無法国家」を立証した追起訴（三）！

平成5年3月3日、柳検察官が追起訴（三）本件詐欺事件話をデッチ上げ公訴提起し公判を維持させた立証証拠がまさか取調室で、コピー偽造された帳票類から吉川一が、作成したものだっただけです。只、呆れ果てます。

もう一度整理します。

柳検察官は吉川一の「基本的人権」を無視したのです。

平成4年1月7日、私と銀行員は起訴されたのですが、吉川一は釈放されました。しかし、同日再逮捕され、平成4年1月28日、今度は追起訴（二）協和商工信用株式会社の借受名義人に仕立て上げられ、ウェイアウトスポーツが協力預金名下の預金担保融資取引で30億円を騙し取った「詐欺有印私文書偽造同行使」話をデッチ上げ、司法取引どおり起訴されずに平成4年1月27日釈放されたのです。

そもそも、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話で、秋葉原支店のダミー預金者ウェイアウトスポーツ吉川一が逮捕されることが、異常な出来事なのです。

柳検察官は、金融経済社会の破滅と司法機関を護るため、私の「口を封じる」ことを目的に社会から隔離するため「銀行員」の「上申書」に合わせた「川合潤治」「本谷 紘三」「吉川一」の供述調書で、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げることだったのです。

2015年 5月29日、第3弾「近日公開」youtube で動画を公開。

(<https://youtu.be/WPp98dXEFWI>)

2015年 8月19日、第4弾「絶賛公開中」youtube で動画を公開。

(<https://youtu.be/2MWpOs0gi4Y>)

国民に『国家の罪』基本的人権無視を訴えました。

以上。